

ほじょだい ごうせん きゅうえどがわきょうりょう かしょう せいび じぎょう
補助第143号線 旧江戸川桥梁(仮称)整備事業

江戸川区江戸川一丁目～同区東篠崎二丁目

〇 事業概要

補助第143号線は、葛飾区金町二丁目から江戸川区東篠崎二丁目に至る延長約9.6kmの都市計画道路です。

このうち、江戸川区江戸川一丁目から同区東篠崎二丁目までの延長約360mの区間について事業を行います。

本事業は、千葉県と連携して旧江戸川を渡る橋梁及び取付部を整備するもので、千葉県側の都市計画道路市川3・4・25号湊海岸線と接続し、東京都と千葉県を繋ぐ道路となります。

〇 事業の場所



〇 地域の現状・課題・整備効果

<地域の現状>

・市川橋から今井橋まで約8kmにわたって一般道の橋がありません。

<地域の課題>

- ・荒川や江戸川等の堤防が決壊した際、東部低地帯で甚大な被害が想定されます。
- ・橋梁間隔が長いことで、都県を越える広域避難に支障が生じることが懸念されます。
- ・震災時、東京都から千葉県に向けて、帰宅困難者の発生が想定されます。
- ・災害時には大幅な迂回や渋滞による救助・救援活動の遅れが懸念されます。

<整備効果>

- ・震災時に発生すると想定される帰宅困難者の新たな移動経路が確保され、人や車の混雑緩和が期待されます。
- ・災害時の広域避難や緊急物資輸送等に利用でき、近隣の橋が事故や災害等により通行できなくなった場合に代替性が確保され、防災機能が強化されます。
- ・今井橋などに集中している交通が分散され、交通の円滑化が期待されます。
- ・東京メトロ東西線の行徳駅へのアクセス性が向上し、通勤などで利用できる鉄道の選択肢が増えます。



<橋梁間隔>

<鉄道駅のアクセス性向上>

〇 今後の進め方

令和5年1月

都市計画法に基づく事業認可 (令和5年1月)

← 令和5年3月 説明会

各種調査、設計及び関係機関との協議等

千葉県の用地取得状況等から
 工事着手時期を調整

← 工事のお知らせ等
 工事着手

交通開放

事業認可期間
 令和13年度

※ 工事については、千葉県側の用地取得の状況を踏まえ、着手していきます。

お問合せ先

東京都 第五建設事務所

〒124-0023 東京都葛飾区東新小岩1-14-11
 工事課 橋りょう設計担当 TEL 03-3692-4454
 HP: <https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jimusho/goken/>